

入札説明書

件名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

仙台市交通局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号。以下「規程」という。）、仙台市交通局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市交通局規程第23号。以下「特例規程」という。）、仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日仙台市交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、仙台市交通局（以下「本局」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
- (2) 調達物品の特質等
- (3) 納入場所
- (4) 納入期間

別記の1

2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 本局の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の3により申請した者も含む。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日仙台市交通事業管理者決裁。）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 別記の2(1)(2)全てに該当すること。（別記の3により申請した者も含む。）

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別記の5(1)(2)(3)で示した全ての書類を、別記の6に示した日時までに、仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）に持参又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

4 「軽油購入仕様書」（以下「仕様書」という。）についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の7(1)に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質問に対する回答は、別記の7(2)に示した期限までに、仙台市交通局総務部財務課内に掲示することにより行う。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

上記2に掲げる審査結果については、別記の8に示した期限までに通知する。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の9(2)に定める。
- (2) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等で全て原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 競争加入者又はその代理人は、本局様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 供給物品名（件名） 軽油（北地区7月分～9月分）購入
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とし、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で入札すること。
- (12) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
なお、郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札は、二重封筒とし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認めること。
また、別記の9(3)に定める期限までに到達するよう郵送すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積ること。
- (14) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (16) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (17) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (18) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印して

おくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）

- (19) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (20) 天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。また入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (21) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てるることはできない。
- (22) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (23) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行つた入札者に書面により通知するものとする。

- (4) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。

- (1) 「2 競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

15 支払いの条件

納入物品の代金は、検査合格後請求により30日以内に支払う。

16 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

17 その他必要な事項

競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び予定数量

軽油（北地区 7月分～9月分）購入 1021k1

- (2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

- (3) 納入場所

仕様書のとおり

- (4) 納入期間

仕様書のとおり

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 本局の競争入札参加資格を有する者のうち、申請種目を「石油燃料」で申請している者であること。
(2) 下記 5 (2) (3) の書類を提出し、当該物品を確実かつ十分に納入し得ることを証明した者であること。

3 本局の競争入札参加資格の決定を受けていない者の資格申請

入札に参加する者で、本局の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 平成29年5月8日（月）から平成29年5月15日（月）の午前9時から正午及び午後1時
から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜祝日を除く。
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所内
- (3) 提出書類 仙台市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
仙台市ホームページからダウンロードすること。
<http://www.city.sendai.jp/shinsesyo/download/bunyabetsu/keyaku/index.html>
- (4) 提出方法 持参すること。

4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 平成29年5月8日（月）から
- (2) 入手方法 仙台市交通局ホームページでダウンロードすること。
<http://www.kotsu.city.sendai.jp>

5 一般競争入札参加申請に必要な書類

- (1) 一般競争入札参加申請書
- (2) 記約書（要綱 別記様式）
- (3) 供給証明書（様式1）
- (4) 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）

6 一般競争入札参加申請に必要な書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 受付期間 平成29年5月8日（月）から平成29年5月19日（金）の午前9時から正午及び午後1時

から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜祝日を除く。

- (2) 提出場所 仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）仙台市青葉区木町通一丁目4番15号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

7 仕様書についての質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等(見積に必要な事項に限る。)

上記6(1)の期間に上記6(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

- (2) 質問書に対する回答期限

平成29年6月1日（木）

8 一般競争入札参加資格の審査結果の通知

上記6に対する一般競争入札参加資格の審査結果を、平成29年6月1日（木）までに一般競争入札参加申請者に対して書面により通知する。この場合、一般競争入札参加資格がないと認めた者から請求があつたときは、当該資格がないと認めた理由を併せて書面により通知する。

9 入札及び開札

- (1) 入札担当部局

（郵便番号）980-0801

（所在地）仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

（担当課）仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）

（調達責任者）仙台市交通事業管理者 西城 正美

- (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 平成29年6月22日（木） 午後4時00分

イ 場 所 仙台市交通局本局庁舎5階入札室

- (3) 入札書の提出方法(持参又は郵送すること。電子入札は行いません。)

持参の場合、上記9(2)に指定する日時・場所に持参する。

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)の場合、平成29年6月21日（水）まで上記9(1)の場所に必着とする。

留 意 事 項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目	チェック
1	一般競争入札参加申請書	
2	供給証明書（様式1）	
3	申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）	

● 入札時の必要書類等

No	項 目	チェック
1	一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）	
2	身分を確認できるもの（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。 ただし、原本に限る。）※写真付名刺、健康保険証は不可。	
3	代理人が入札する場合は、委任状（本局様式に限る。）	
4	入札書（本局様式に限る。）	
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）	
6	再度入札等に使用する印鑑	

整理番号	北-
------	----

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者様

申請人住所
会社（商店）名
氏 名 印
電話番号（ ） —

物品等又は特定

役務の名称（件名） 軽油（北地区7月分～9月分）購入

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1. 供給証明書（様式1）
2. 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）

注 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。

(様式1)

整理番号	北一
------	----

供 紹合 証正 曰月 書

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者様

(元売業者)

住 所
会社(商店)名
氏 名 印

(入札者)

住 所
会社(商店)名
氏 名 印

元売業者である_____と入札者である_____

(以下「入札者」という。)は、仙台市交通局の入札案件に際して、入札者が契約を締結した場合には、当該購入物品を仙台市交通局に対して、平素はもとより降雪等による交通まひ、地震その他の災害時においても、優先して安定供給に最大限努めるとともに迅速かつ確実に供給することを証明します。

記

1. 購入品目 軽油
2. 購入予定数量 1021k1
3. 規格 JIS軽油使用ガイドライン (JIS K2204・東北地域) に沿った
JIS規格以上のもの。
4. 納入期間 平成29年7月1日(土)から平成29年9月30日(土)まで

質 疑 応 答 書

件名 軽油（北地区 7月分～9月分）購入

※回答は、入札説明書本編の4(2)により行います。

質 問 事 項	整理番号	回 答

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

印

入札書

件名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

~~入札金額表~~

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者様

社（商店）名：

氏名：

印

（注）委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

印

見 積 書

件 名 軽油（北地区 7月分～9月分）購入

見積金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、
仙台市交通局契約規程を守り見積ります。

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

社（商店）名：

氏 名：

印

(注) 委任をうけて見積する場合には、受任者名で見積すること。

印

委任状

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

住 所

委任者

氏 名

印

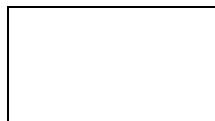
私は を代理人と定め平成 年 月 日
仙台市交通局において行う下記件名の入札（見積）に関する一切の
権限を委任します。

記

件名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑



〔記載例〕

※本人の場合

見積書も同じ要領で記入します

入札書

件名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）仙台市交通事業管理者

社（商店）名：△△△△株式会社

氏名：代表取締役 ○○ ○○ 印

（注）委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

〔記載例〕

※代理人の場合

見積書も同じ要領で記入します

入札書

件名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）仙台市交通事業管理者

社（商店）名：△△△△株式会社

氏名：代理人 ○○ ○○ 印

（注）委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙台市交通事業管理者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
委任者氏 名 △△△△ 株式会社 印
代表取締役 ○ ○ ○ ○

私は ○ ○ ○ ○ を代理人と定め平成〇〇年〇〇月〇〇日
仙台市交通局において行う下記件名の入札（見積）に関する一切の
権限を委任します。

記

件 名 軽油（北地区7月分～9月分）購入

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑

印

契約番号

第 号

物品供給単価契約書

品名又は名称	軽油（北地区7月分～9月分）購入	単位																
仕様	仕様書のとおり	リットル																
契約単価	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td><td>十</td><td>銭</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	十	万	千	百	十	円	十	銭									
十	万	千	百	十	円	十	銭											
	軽油引取税を含む。																	
納入場所	東仙台営業所・実沢営業所・白沢出張所・七北田出張所																	
契約期間	平成29年7月1日(土)から平成29年9月30日(土)まで																	
契約保証金	免除																	
その他特約事項	消費税及び地方消費税額は、代価支払いの際に加算する。																	

仙台市が自動車運送事業に関して上記の物品の供給を受けるにあたり、仙台市交通事業管理者を発注者、消費税及び地方消費税に係る 課
免 税業者物品供給人を受注者として、次の条項により物品供給単価契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者はそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

氏 名 仙台市交通事業管理者 西城 正美 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 受注者は、頭書の定めるところにより、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が提示した仕様書等により明示しない事項であっても、供給上必要欠くべからざる事項については、契約金額を変更することなく当然履行する義務があるものとする。
- (適用)
- 第2条 頭書に定める事項は、この契約期間中、発注者と受注者の間に締結される頭書物品（以下「物品」という。）の供給契約について、その共通事項として適用する。
- (権利義務の譲渡禁止)
- 第3条 受注者は、この契約に関する権利義務を発注者の承認なく他人に譲渡し、または担保に供してはならない。
- (供給契約)
- 第4条 供給契約は、発注者が納入の依頼を行い、受注者が物品の納入を承諾することによって成立する。
- (物品の確保)
- 第5条 受注者は、常に発注者の納入依頼に応じられるよう必要量を確保していかなければならない。
- (物品の納入及び検査)
- 第6条 受注者は、物品を発注者が納入の依頼を行った際に指定した期限までに、納入場所に持参し、発注者の指定する係員に引渡すものとし、発注者は、物品受領後10日以内に検査するものとする。
- 2 物品の納入は、前項の検査に合格したときこれを完了するものとする。
- 3 第1項の検査において、発注者が必要と認めるときは、納入物品の一部を分解し、または分析することができる。この場合において、分解または分析に要した費用および分解または分析の結果生じた物品のき損、減量等により生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- 4 発注者が必要と認めたときは、物品の製作中に検査人を常時または隨時に派遣して検査をさせ、または、指示をさせることができる。
- 5 発注者が、検査の結果、頭書の仕様等契約について定めた事項に適合しないと認めるとときは受注者は、発注者の指定する期限内に物品を取替え、または、修理その他の補足をしなければならない。
- (減価採用)
- 第7条 発注者は、検査の結果、納入物品の一部にきず等がある場合において、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減額して採用することができる。この場合において、受注者は、これに對して異議を申立てることはできない。
- (危険負担)
- 第8条 この契約による納入物品の引渡しは第6条による検査の合格後とし、引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。
- (代金の請求および支払い)
- 第9条 受注者が行う代金の請求は、月の初日から末日までの間に発注者に引き渡した物品の代金をとりまとめ、引渡しをした月の翌月に、発注者が定める支払い請求書により行うものとする。
- 2 発注者は、前項の支払い請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- (履行期限遅延の違約金)
- 第10条 発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に義務を履行しないときは、遅延物件の代金につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額を違約金として請求することができる。
- 2 前項の違約金は、支払代金から控除することができる。
- (通知義務)
- 第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに発注者に文書で通知しなければならない。
- (1) 差押、仮差押、仮処分の申立てを受け、若しくは公売処分、租税の滞納処分を受け、若しくは整理、会社更生手続開始、破産、競売を申し立てられ、または自ら民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産の申立てをしたとき。
 - (2) 監督官庁から営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (3) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、または解散、組織の変更の決議をしたとき。
 - (4) 手形交換所から銀行取引停止処分を受けたとき。
- (契約の解除)
- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えて、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 供給契約を期限内に履行せず、または履行の見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (2) 供給契約の履行に際し、不正な行為があつたとき、または発注者が指定する係員の指示に従わず、またはその執行を妨害したとき。

- (3) 前条第1号または第4号に該当する事実が発生したとき。
- (4) この契約に定める条項に違反したとき。
- (5) 契約者としての資格を欠いたとき。
- (6) 仙台市交通局契約規程に違反したとき。
- (7) 受注者から契約解除の申し出があったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合による解除)

第12条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第12条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等（仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行つた行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があつたと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第12条の2第1項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第9条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(損害賠償の予定)

- 第13条 受注者は、第12条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約単価に予定期量を乗じて得た額の10分の2に相当する額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(相殺)

- 第14条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する債権と相殺することができる。

(契約外の事項)

- 第15条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、仙台市交通局契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

軽油販賣入仕様書

軽油（北地区 7 月分～9 月分） 購入

- 1 購入品目 軽油
- 2 納入期間 平成 29 年 7 月 1 日（土）から平成 29 年 9 月 30 日（土）まで
- 3 発注予定数量 1021kl
- 4 規 格

JIS 軽油使用ガイドライン（JIS K 2204・東北地域）に沿った JIS 規格以上のもの

5 納入場所及び納入時間帯

- ① 納入場所は次に掲げる自動車部の営業所、出張所とする。
 - i. 東仙台営業所：仙台市宮城野区燕沢一丁目 27-10
 - ii. 実沢営業所：仙台市泉区実沢字宮西 8
 - iii. 白沢出張所：仙台市青葉区上愛子字下十三枚田 30-1
 - iv. 七北田出張所：仙台市泉区八乙女中央三丁目 7-55
- ② 納入時間帯は、指定納入日の午前 7 時 30 分から午前 10 時までの間とする。
但し、燃料タンクの在庫状況により、納入時間を指定する場合がある。

6 発注及び納入方法

- ① 1 回当たりの納入数量は原則として、営業所は 4kl 以上、出張所は 2kl 以上とする。
- ② 毎週の納入日は原則として、営業所については月曜日・水曜日・金曜日とし、出張所については火曜日・木曜日とする。但し、異常気象等により燃料タンクの在庫状況が僅少になった場合には、この限りではない。
- ③ 納入日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
又は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（以下合わせて「祝日等」という。）に
あたる場合にも、納入を依頼することができる。
- ④ 担当課は、毎週木曜日（その日が祝日等にあたる場合には、その日以前の土曜日、
日曜日又は祝日等以外の日）の 12 時までに、翌週の納入日及び必要納入数量について、ファックスで発注することとする。
- ⑤ 契約業者は、受注日の翌日 12 時まで（その日が祝日等にあたる場合には、受注日
当日の 18 時まで）に、受注内容及び各納入場所への納入予定時間を、担当課に電
話又はファックスで連絡することとする。
- ⑥ 発注内容を変更する場合には、納入日の前日 12 時までに電話又はファックスで連
絡することとする。
- ⑦ 納入日当日、納入予定数量より少ない数量の納入となる場合に発生する費用等につ
いては、契約業者にて善処すること。

7 檜 査

- ① 納入に際しては、納品書（出荷基地が明記されているもの。）を提出し、当局係員の
指示に従い納入し、当局係員の立ち会いのもとに検査を受けなければならない。
- ② 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

8 非常時の供給

地震その他の災害時において、当該物品の安定供給の確保を行うものとする。

9 代金の支払方法

契約業者は、当該物品を納入した翌月 10 日までに、前月に納入した物品の代金を請求することとし、当局は請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

10 その他

- ① 給油口の形状、口径等は受注業者が事前に調査し、納入にあたって支障のないよう
準備することとする。
- ② 上記内容に疑義が生じた場合には、当局係員の指示によるものとする。